上村裁判公判で新たな怒りが

親子で生きてきた11年

裁判長はよく見てほしい

上村京子さん訴える

このほど福岡高裁で開かれた上村裁判公判は、原告の上村京子さん（遺族。故上村孝知さん妻）に対する尋問に終始したが、この裁判に全生活をうちこんできたという京子さんの真実の言葉が、見守るみんなの心をうち、傍聴席を埋めた人びとはしばしばハンカチを目に当て、たぎり立つ怒りをこらえていた。

公判は五月二十四日に開廷。本多弁護士の丁寧な問いに、上村京子さんはほぼ次のように陳述。

×

夫をうしなって数年後から、幼い子どもをかかえながらコンクリート会社などで働いてきた。その間、自分のことばかりでなく、主人の母のこと、学校へゆく子どものことなど気づかってきた。

しばらく実母のもとへ身を寄せては、子どもを見てもらうことができたが、今は子どもと二人で暮らしている。

会社から今もらっている賃金は一日二千三百五十円。月にして五万円内外（二十二～三日出勤）。朝八時から夕方の五～六時まで働いてこれである。

主人がなくなったとき、子どもは生後五十三日目だった。会社勤めの身では、子どもの、朝夕のめんどうは見てやれず、子どもがどんなにせがんでも、世間の家庭のようにいっしょに遊んでやることもできずにきた。

さいわい、明るい性格の子どもに育ってくれたことが何よりで、せめて高校までは出してやりたいと思っている。

過去十一年をふり返り、また世間の親子がどこかへ出かけなざる姿を見るとき、親子三人がいっしょだったらとつくづく思う。主人に添ったのは、わずか一年と三カ月だった。

人があって、幾たびか再婚をすすめてくれた。また、ときにはくじけそうになったこともあった。でもそのたびに、この裁判が勝利で終るまでは、とただそのことだけに一生懸命がんばってきた。

今、田舎から出た私も、労働者の妻であることを思い知らされたとき、お産後五十何日目かの赤ちゃんを抱いておられましたが、その赤ちゃんが今は小学校の六年生です。若い身空で、幼い子供を抱えてその後の辛苦はさぞかしであったろうと思います。

京子さんは法廷で、「自分は自分のためばかりでなく、まわりの労働者のためにもと思ってがんばってきた」と述べられました。その通りだと思います。

再婚のお話もあった（若い人では当然です）のだそうですが、それをふり切ってこの裁判にかけてこられた意志。改めて敬意を表わすとともに、私自身ハチマキをしめ直して闘わなくてはならないと思いました。

会社側の代理弁護士が立って、京子さんに「災害後、あなたは働いていましたか」と問いました。

何をいうか。ショックで働けるもんか。私は声をだしてしまいました。大きい抗議にこえなりませんでしたが、みんなの思いは同じだったはずです。

京子さんは、しばし無言でしたきっと当時の悲しみと憤りを押さえるのに、懸命だったのだと思います。私でさえ、怒りで全身うちふるえ、何度ハンカチを取りだしたことか。

その日京子さんと決意をこめて手を取り合い、そして別れて帰りましたが、京子さんはいわれました――「皆さんにささえられているから、やれることです」と。

私はこの際今一度気持をひきしめ、頑張っていこうと思っています。（猿渡ハギエさんの手記。いくらか割愛させていただきました悪しからずお許しください）

×

――闘いは一人だけでなく、みんながスクラムを固く組んで多くの人びとに呼びかけ、安心して働ける職場を作るよう、明日もまたがんばろう。

×

――近く婦人集会が開催され、沢山の仲間がとられるそうです。裁判のことだけでなく沢山の話を聞いてもらい、また沢山の話を聞かせてもらおうと思っています。

解説

原告上村京子さんの夫＝孝知さんは、昭和四十二年の九月二十八日三川鉱でくり返された大災害――坑内火災（自然発火による）のため、六人の仲間とともに命を奮し、この裁判は決して自分一人だけのことでなく、労働者みんなに関係したことであり、だからこそ私はがんばることができた。

この開けた世のなかなのに、三池炭鉱ではなぜ労働災害がうち続くのか。どうか、私たち親子が二人で一生懸命生きてきた事実とともによく見てほしい、と最後に裁判長に訴えたい。

これが会社側弁護士の問い

このあと会社側代理弁護士が、上村京子さんに対して尋問した。

問　い　被災後、しばらくお働きになっていないのは、何かわけがありますか。

答　え　余りのことに心が動転してしまって、働くどころではございませんでした。第一、あの当時のことは今何も覚えていません。

こんな当てはずれな尋問はいっきに尻すぼみになってゆき、結局何を聞こうとしたのかさえはっきりせずに終った。

患者家族の声

一審原告（被控訴上）の上村京子さんに対する会社側弁護士の反対尋問は、ものすごく腹が立ちました。

上村さんは、ご主人の孝知さんの組合葬が三川鉱正門前で営まれました。その日から、早くも五周年を迎えました。

公判も二十五回を数えますが、規程を棒読みするような証言を行ないました。

このような三井鉱山だからこそ無責任な三井鉱山は、あの炭じん大爆発は突発的におきたもので、不可抗力だったといい、山田御用学者（九大教授）の「風化砂岩」説をもちだし、こともあろうにダイナマイト爆発（だれかが仕掛けた）説さえだしてきました。

とくに当時の責任者の一人で会社側証人として出廷した霜出邦蔵は「保安は万全だった」といい、まるで保安生産第一主義をかえず、大災害後中風で寝たきりだったり、高血圧症や神経痛に悩んだりです。丸山元遺族会長ほか、闘いなかばに死んでいった人もすでに九人にのぼります。

三池大災害裁判のために、会社が裁判所に提出した準備書面には「いたれり尽せりの取り扱いをしてきた。一私企業では限界だ」と書いてありましたが、会社はいったい私共に何をしてくれたというのでしょうか。盆と暮に、たった一万七千円ずつの御仏前だけ。

大災害から九年もたってから私たちはやっと提訴することができました。

心に松葉杖をついて

裁判提訴五周年で思うこと

遺族会長　溝口生松

三池大災害は、一瞬のうちに四百五十八人の労働者を殺し、八百三十九人のCO中毒患者をつくりだしました。家族もふくめて、何千人という人びとの運命を狂わせてしまいました。

一家の大黒柱をもぎとられ、おさない子供をかかえた遺族の苦しい闘いがはじまったのです。子供たちこそどうにか成人したものの、自分たちは年老いて病弱となっていきました。

両誘致工場に勤務する遺族のなかから、病気のため退職したり、入院を余儀なくされたりする人がでています。それでも、厚生年金がもらえるまではと指折り数え、工場勤めの生活をおくっています。

一般の遺族でも、入院したり、元三池鉱業所保安部長は「保安は万全だった」といい、まるで保安規程を棒読みするような証言を行ないました。

このような三井鉱山だからこそ生産第一主義をかえず、大災害後恐ろしいことです。

――再び災害を起こすな。

――これ以上、父親のない子をつくるな。

――自分たちが歩いた苦しく、悲しい跡を、あとの人びとにふませないように。

私たちのこれらの願いは、踏みにじられたのです。

この裁判に勝たねばなりません。

それが、今後の災害をくいとめる道にもつながると思うのです。

私は、四月十三日に開かれた福岡スモン訴訟原告団の決起集会に参加して、よい教訓をまなびました。それは公判には、原告一人が必ず一人の傍聴者を、また決起集会には必ず二人はつれていく、ということでした。皆で話し合ってきめたことは、必ず皆で守り抜くのだということでしたが、スモン訴訟の原告には、人の肩にすがりながら歩く人、白杖なしには歩けぬ失明者、松葉杖の要る人なども多いのです。

私たちは、また松葉杖はつかずにすんでいます。

ともすれば、大原告団だから自分一人がぬけてもよいだろう、といったあまえがなかったかどうか、また、組合にばかり寄りかかってきたのではなかったかどうか。今心から反省させられているところです。（かなり割愛しました。悪しからず）

おわび

この号に万田作業所から三池大災害裁判第二十五回公判傍聴記を寄せていただきました。ところがごらんの通り、紙面に余裕がございませんでしたから、やむなく折角の原稿を次号に回さざるを得なくなりました。その旨記して、お許しを願っておきます。

――編集部

許せぬ資本合理化

全電通郡山のお二人と交流して

CO患者家族　石原まさ子

四月三十日、福島県下の郡山市から、全電通郡山分会の野川君代さんと佐々木得さんが、三池の被災者と交流したいといってこられました。もと三池労組におられた大津留さんより、山下書記次長にお話がありましたのが、その日三池でまた大災害が起きたために突然私のところで交流することになりました。

交流したのは、近くの沖安子さんや野田さん、橋口さんに私の四人で、二時間くらいの短い時間でした。

お二人は四十六年と四十七年に罹病したのに、当時友人にもあまりいえず、一人で悩み、苦しみ、こっそり針やマッサージの治療を続け、泣きながら毎日勤務していたとのことでした。

その頃同じ肩腕症の苦しみにたえかねて、自殺した人のニュースがショックだったということでした。

組合が、第二第三の自殺者のでることを心配して、罹災者が集まるようにいわれ、お互いの悩みや苦しみをだしあったものの、それだけでは解決しないことがわかり、肩腕症がなぜ起こるかについて学習を積み重ねる間に合理化の犠牲だとわかり、まわりの人たちの間にこれ以上罹災者をださないためにどうすればよいか、との話し合いとなり、認定闘争を続けることになったが、まだ未認定患者がたくさんいるので頑張っている、とのことでした。

今全電通の第六次合理化が進められようとしている中で、中央から罹災者の会を解散するようにいってきているが、でも罹災者全員がこの会を生きるささえとして頑張ってきたのだから、絶対に解散することはできないとのことでした。

私たちも、会社の保安無視で起きた大災害から十四年間、苦しみをだし合い、闘ってきたことを話しました。時間のたつのも忘れたほどの交流でした。

たとえそのため働けなくなったからといって、労働者をボロキレのように切り捨てる資本を許してはなりません。お互いに頑張ることを誓って、交流を終りました。